

# こまいぬ

のご案内

ヒトもどうぶつも、みんな守りたい。

こまいぬは、中央ケネル事業協同組合連合会を  
保険契約者とし、中央ケネル事業協同組合連合  
会の所属員を加入者とする、ペット事業者賠償  
責任保険とスタッフ傷害保険の団体契約です。  
所属員の皆様に安心していただく為に、広くご  
案内しております。



## 中央ケネル事業協同組合連合会所属員の皆さまへ

### 1. ペット事業者賠償責任保険

施設所有（管理）者賠償責任保険・受託者賠償責任保険

### 2. 傷害保険

傷害補償（標準型）特約 就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約セット団体総合生活補償保険

保険期間  
(ご契約期間)

2019年1月1日 午後4時から  
2020年1月1日 午後4時まで

契約手続  
締切日

2018年11月9日（金）まで  
※上記期日は、お申込み・保険料払込の期日です。

加入申込票  
提出先

アニコムフロンティア株式会社  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー 39階

中央ケネル事業協同組合連合会

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 2丁目 13-1 ノルン秋葉原ビル 4階  
TEL: 03-3254-3456 FAX: 03-3254-3457 <http://www.ckc.gr.jp/>





# 補償内容

※補償内容及び保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払する保険金のご説明」をご確認ください。

1

## ペット事業者賠償責任保険

(施設所有(管理)者賠償責任保険・受託者賠償責任保険)

### トリミングショップ・ペットホテルを守る

#### (1) 受託者賠償責任保険(受託者賠償責任保険追加特約)

お客様からお預かりしたペット(犬および猫のみ)を、ケガまたは死亡させてしまい、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、これによって生じる損害を補償します。

※ペットの病気および逃亡に起因する賠償責任は補償対象外です。

※ドッグラン等のペットショップまたはペットホテル業務以外の業務に使用する施設内で預かり中のペットをケガまたは死亡させた場合は補償対象外です。

※ペットの送迎中の事故も補償対象となります。(運送危険補償特約)

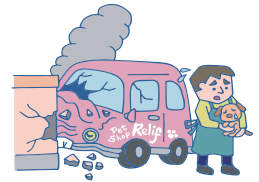


#### ▼ 支払限度額

1 事故につき	100 万円
1 店舗あたり(保険期間中)	200 万円
1 証券につき(保険期間中)	1 億円

#### ▼ 免責金額

20,000 円  
(1 事故につき)



#### (2) 死亡見舞金(死亡見舞費用補償特約)

ショップ様に過失はないが、お客様からお預かりしたペット(犬・猫のみ)が突然死したことにより、引受保険会社の同意を得て慣習としてお支払された見舞金を補償いたします。見舞金の額は定額ではなく、ご負担された実費となります。

※受託者賠償責任保険にセットされます。

[支払限度額のご説明(例)]

例えば、店舗の火災により、お預かりしたペットが10頭死亡し、1頭あたり5万円の見舞金を支払った場合、50万円の損害となりますが、お支払するのは1事故については30万円までが支払限度額となりますので、20万円が自己負担となります。



#### ▼ 支払限度額

1 頭あたり	5 万円
1 事故につき	30 万円

#### (3) 施設所有(管理)者賠償責任保険

施設内外で行われる仕事の遂行によって生じた、対人・対物事故による損害を補償します。例えばショップ内で管理下中の動物が、来客にかみつくなど、施設の管理や業務上のミスにより第三者にケガをさせたり、第三者の物を壊したために法律上の損害賠償責任を負担した場合に生じる損害も補償します。ペット販売のみの店舗に、おすすめです。

#### ▼ 支払限度額

3,000 万円  
(1 名・1 事故につき)

#### ▼ 免責金額

10,000 円  
(1 事故につき)



▼ 年間(一時払)保険料:(1)~(3)の保険に加入する場合

プラン  
A

34,850 円 / 1 年  
(1 店舗あたり)

▼ (3) 施設所有(管理)者賠償責任保険のみ加入する場合

プラン  
B

4,450 円 / 1 年  
(1 店舗あたり)

## スタッフ様はもちろん店主様を守る、傷害保険

業務中、偶然な事故によりケガをした場合、補償します。  
(傷害保険のみでも加入できます。)

※病気の場合はお支払いの対象外となります。

※「就業中のみ傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約」がセットされていますので、就業中(通勤途上を含みます)に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。

※告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※住居と職場を同じくする方、就業中か否かの区別が明らかでない職種の方は、ご加入いただけませんのでご注意ください。



▼ 一時払保険料 ▼ 死亡・後遺障害保険金 ▼ 傷害手術保険金 ▼ 傷害入院保険金 ▼ 傷害通院保険金

5,040 円 / 1 年 (職種級別 A / 1 名あたり)	傷害死亡 後遺障害	入院中 50,000 円 上記以外 25,000 円	日額 5,000 円	日額 3,000 円
9,810 円 / 1 年 (職種級別 B / 1 名あたり)	50 万円			

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数 180 日

傷害通院保険金支払対象期間 180 日・支払限度日数 90 日、免責期間 0 日(入院・通院)

職種級別 A	事務員やトリミング業務を行うペットショップ販売員およびペットホテル従業員など、職種級別 B 以外の方
職種級別 B	ブリーダー、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造作業員、建設作業員

## 各保険に関する注意点

### ■この制度の被保険者(補償の対象となる方)

- ・ペット事業者賠償責任保険(施設所有(管理)者賠償責任保険、受託者賠償責任保険)の被保険者は加入された所属員です。
  - ※事故は加入した店舗のみの補償となりますので、複数の店舗をお持ちの場合、全店舗での加入をお勧めいたします。
- ・傷害保険の被保険者は中央ケネル事業協同組合連合会の所属員および所属員が経営するペットショップ・ペットホテルの従業員です。

### ■団体割引適用に関して

傷害保険の保険料は、5%の団体割引が適用されています。

### ■中途加入について

毎月の申込締切日までに加入申込書の提出と、保険料のお振込みをいただくことにより、翌月 1 日からの中途加入が可能です。  
(保険期間は中途加入日の午後 4 時から 2020 年 1 月 1 日午後 4 時までとなります。)

※詳細については別紙(「こまいぬ」中途加入保険料一覧表)をご参照ください。

## 各種注意点

### ■ご加入にあたってのご注意

このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。賠償責任保険普通保険約款・特別約款・特約集、団体総合生活補償保険「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」および保険証券等は、保険契約者（中央ケネル事業協同組合連合会）に交付されます。加入申込票記載事項（職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等）等により、お引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。ご加入者と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えください。

### ■通知事項（ご加入後にご連絡いただく事項）

加入依頼者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ取扱代理店または引受保険会社までご連絡いただく義務（通知義務）があります。被保険者が個人となる施設所有（管理）者賠償責任保険で保険料の算出基礎数字（補償の対象とする店舗の数）が増加した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。加入依頼者または被保険者の故意または重大な過失により、前記の通知事項について遅滞なくご連絡いただけなかった場合、保険期間の途中であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないこと（注）がありますのでご注意ください。前記以外の場合で、次の通知事項が発生するときは、あらかじめ保険契約者である団体、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

- ①業務に使用する施設の用途を変更する場合
- ②業務に使用する施設が増える場合
- ③保険料の算出の基礎数値（補償の対象とする店舗の数・スタッフの人数）を変更する場合

その他、店舗等施設の名称を変更した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。前記①から③に該当しない場合でも、加入申込票記載事項に変更が発生した場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

（注）ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との因果関係がある場合に限りです。

### ■保険会社破綻時の取扱いについて

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。「ペット事業者賠償保険」は、保険契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。また、傷害保険についても「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

### ■重複契約のご注意について（ペット事業者賠償保険の場合）

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらかの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

## 事故が発生した場合

万一事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。（傷害保険については、30日以内にご連絡ください。）ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いてお支払いすることがあります。ペット事業者賠償責任保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

あんしん24受付センター  
事故受付専用ダイヤル：0120-985-024（無料）  
受付時間（24時間365日）

IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
広域法人開発部営業第一課

〒103-8250

東京都中央区日本橋3-5-19

TEL:03-6734-9608 FAX:03-6734-9609

取扱代理店

アニコム フロンティア株式会社

〒160-0023

東京都新宿区西新宿8-17-1

住友不動産新宿グランドタワー39階

TEL:03-6863-0057 FAX:03-5348-3955